



German Newsletter

Japan Business Services

Special Issue | May 2020

概要

- I. 新型コロナウイルス関連法改正
- II. 連邦財務省および連邦政府による施策
- III. 賃金税の納付猶予
- IV. 社会保険料の納付猶予

COVID-19 関連施策

EY ドイツニュースレター号外(2020 年 3 月号および 4 月号)でお伝えしておりますドイツの新型コロナウイルス(COVID-19)関連施策につきまして以下アップデート致します。

I. 新型コロナウイルス関連法改正

コロナ租税支援法

企業および被雇用者に対するさらなる税務上の新型コロナウイルス関連支援を目的としたいわゆるコロナ租税支援法案が 2020 年 5 月 6 日に閣議決定され、連邦議会に提出されました。立法手続きの完了は 2020 年 6 月末となる見込みです。

対策パッケージには以下の措置が盛り込まれています。

- ▶ 飲食店売上に対する軽減税率 7%での課税
 - ▶ 2020 年 7 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日までの期間に提供される役務に適用
 - ▶ 飲料は軽減税率の対象外
- ▶ VAT 法第 2b 条(公法上の法人の取扱いに関する規定)の適用に際しての移行期間規定の 2022 年末までの延長
- ▶ 時短操業手当支給に際しての雇用者による追加手当の非課税措置
 - ▶ 社会保険法上の取扱いに応じた非課税措置
 - ▶ 時短操業手当と雇用者手当の合計が、契約上の給与と実際に支給された給与の差額の 80%に達するまでを上限とする

- ▶ (資本会社の合併、消滅型会社分割および存続型会社分割といった組織再編法上の再編取引に限らず、分社型分割や現物出資等を含む)すべての組織再編取引について、税務上の最終貸借対照日の遡及効果期間が 8 カ月から 12 カ月に延長(ドイツニュースレター号外 2020 年 4 月号セクション I 参照)
 - ▶ 2020 年中に登記申請が行われるまたは現物出資契約が締結される場合
 - ▶ 民法上(組織再編法)と税法上とで遡及効果期間が一致

上記の措置はコロナ租税支援法が官報に公布された翌日から施行されますが、緊急立法手続きによる立法化が予定されています。法案は、5 月 6 日の閣議決定を受け、議会立法手続きに持ち込まれました。現時点では、連邦議会での法案可決は第 22 週、連邦参議院による同意は 6 月 5 日に行われる予定となっています。

II. 連邦財務省および連邦政府による施策

新型コロナウイルス支援パッケージのスタートアップ企業への適用拡大

連邦財務省は、2020 年 4 月 3 日に、新型コロナウイルス危機が勤労者および企業に与える経済的打撃を吸収緩和するための対策パッケージに関するファクトシートを公表しました。

連邦財務省は、連邦議会宛の通達において、対象者ごとにどのような支援策が設けられているかをまとめた資料を提出していますが、その中に中小企業および個人事業者に対する緊急支援措置に関するファクトシートが含まれています。通達の内容は、新型コロナウイルス危機との関連で想定される疑問点に対する取扱いにおける一般的な指針と理解され、状況の変化およびそれに伴って発生する疑問点に応じて定期的に改訂されることになります。連邦財務省は、被雇用者、健康保護、個人事業者および小規模企業ならびに中小企業および大企業に関する指針をリストアップしています(小規模企業および個人事業者に対する支援措置については、ドイツニュースレター号外 2020 年 4 月号を参照ください)。

通達の中の指針で特筆すべきは、スタートアップ企業に対する追加支援パッケージです。すでに実施されている連邦政府の支援制度が、20 億ユーロ規模の対策パッケージとして、特に、スタートアップ企業のニーズに合わせて拡充されています。さらに、民間投資家との共同投資の一環でスタートアップ企業の投資ラウンドへの拠出が可能な追加資金が、公的なベンチャーキャピタル投資機関に短期的に提供されることになります。また、ベンチャーキャピタル投資家による出資を受けていない設立直後のスタートアップ企業および中小企業にとって、ベンチャーキャピタルおよび自己資本に代わるファイナンス形式による資本調達が容易になります。連邦政府は、前述の対策パッケージの実施と並行して、新型コロナウイルス危機からの脱却を中期的に支援するスタートアップ企業向けの基金の仕組みについても協議しています。

新型コロナウイルス経済対策のアップデート

連邦政府は、事業および新型コロナウイルス危機の影響の大きい被雇用者を支援するためのさらなる措置を講じていますが、その一つに、復興金融公庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau: KfW)による、従来の支援プログラムと比較してより迅速な融資実現を可能にする融資制度が設けられています。また、扶養子女のいる世帯に対しては、自宅での養育に伴う収入減に際して給与補償金を申請することが可能になりました。

連邦政府の“新型コロナウイルス対策閣議”は、2020 年 4 月 6 日に、追加の復興金融公庫特別融資制度を可決しました。新型コロナウイルス支援プログラム(ドイツニュースレター号外 2020 年 3 月号および 4 月号参照)を補完する制度として、新たに 2020 年復興金融公庫緊急融資制度が設けられ、煩雑な事務手続きなしで融資が実施されることになります。復興金融公庫は、融資に際しての信用リスク審査を不要とし、融資額の 100%について取引銀行を連帯

保証義務から免除します。融資制度は、従業員 11 人以上の企業を対象とし、月次売上高および従業員数に応じて 80 万ユーロを上限とする年率 3% の融資を可能とします。

自宅で子女を養育するために就労ができない親に対しては、伝染保護法(Infektionsschutzgesetz; IfSG) 第 56 条第 1a 項に基づく公的給与補償金の支給対象となります。2020 年 3 月 27 日に施行された法律の新規定によると、養育義務の対象となる満 12 歳未満の子女について、託児施設および学校の閉鎖のために自宅での養育が必要となり、その結果収入が減少した場合、当面 6 週間に渡って給与の 67% 相当が国庫から支給されます。ただし、支給合計額には月額最高 2,016 ユーロの上限が設けられています。また、残業時間の消化、フレックスタイム制もしくは在宅勤務といった対応が可能な場合、または、もともと通常の学校休暇のために閉鎖が実施される場合には、受給資格は認められません。時短操業手当の請求権は、伝染保護法に基づく補償請求権に優先します。養育義務者の労働時間が時短操業のために短縮された場合には、補償金請求権はその限りにおいては認められません。ただし、養育義務者が実際に勤務したであろう(つまり、時短操業の対象でない) 労働時間については、給与補償金の受給資格があります。給与補償金は、雇用者が支給し、雇用者は管轄の州当局に対して還付請求を行うことができます。同法は、2020 年 3 月 30 日に施行され、2020 年 12 月 31 日までの時限的適用となっています。

新型コロナウイルス危機に際して支給された助成金および補助金の非課税措置

連邦財務省は、連邦各州との合意を受け、2020 年 4 月 9 日付通達を通じて、新型コロナウイルス危機対策として被雇用者に支給された助成金および補助金について広範囲に 1,500 ユーロまでを所得税第 3 項第 11 号に基づき非課税としました。

公的基金から支給される特定の助成金および補助金は、所得税法第 3 条第 11 号の規定により非課税とされますが、賃金税ガイドラインに基づき、民間の雇用者が個々の従業員に対して支給される特定の補助金についても、非課税規定の適用対象とされます。該当する補助金は、新型コロナウイルス危機とは関わりなく、従来から、その他の要件が満たされた場合は 600 ユーロまで非課税で支給することが可能でした。

連邦財務省は、手当および現物給与のかたちで支給される、新型コロナウイルス危機に伴う被雇用者の追加負担を軽減するための助成金および補助金について、1,500 ユーロまでを所得税法第 3 条第 11 号の適用対象とするとともに、適用要件を緩和しました。賃金税ガイドラインに唯一盛り込まれた“例えば疾病または事故の場合に補助の事由が正当化される”という要件は引き続き判断基準とされます。ただし、通達は、社会全体が新型コロナウイルス危機の影響を受けているという情勢から、助成金および補助金の支給を正当化する事由があると一般的に認められるとしています。

本通達によると、雇用者が 2020 年 3 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に従業員に対して支給する手当および現物給与が非課税措置の対象となります。これらは、各従業員の給与台帳に記録されなければならず、また、他の非課税措置への影響はありません。なお、雇用者が負担した時短操業加算手当(セクション I. コロナ租税支援法参照)は、所得税法第 3 条第 11 号の非課税措置の対象とはされません。所得税法第 3 条第 2 号の a に規定される非課税措置の対象とならない、社会保険料算定基準上限の超過のため雇用者が時短操業手当に対する調整金として支給する手当も同様です。

また、連邦財務省通達によると、契約上支給義務のある給与に追加的に雇用者給付が行われることが、非課税措置のさらなる要件とされます。しかしながら、賃金税上の追加的要件に関する法的定義や統一的の見解がないことから、雇用者給付の非課税措置の運用における不確実性が排除できない点に留意が必要です。

予納額の引下げを通じた損失繰戻しの前倒し

連邦財務省は、2020年4月24日付通達において、2019年課税年度の予納額の事後的引下げおよび引下げに伴う予納額の（一部）還付を通じて、新型コロナウイルス危機により見込まれる（2020年度課税年度の）損失を利用する可能性を具体的に示しました。

2020年課税年度中に利益計算により算定される所得（農林業、事業、自由職業からの所得）または（収支計算により算定される）賃貸所得を有し、2019年課税年度の所得税が未査定である所得税および法人税納税義務者については、申請により2019年課税年度分の予納額の引下げが認められます。連邦財務省は、通常、2020年課税年度の予納額がすでにゼロに引き下げられており、2020年課税年度については新型コロナウイルス危機のために相当程度のマイナス所得が見込まれることを納税者が申し立てる場合には、損失繰戻申請の要件となる直接かつ相当程度の新型コロナウイルス危機によるネガティブな影響があったと認めます。

損失の繰戻控除の“前倒し”は、包括的に算定された2020年課税年度からの繰戻損失額を控除した上で2019年課税年度の予納額を再計算、再査定することで、2019年課税年度分の予納額の還付を可能にするという仕組みで実施されます。2020年課税年度からの繰戻損失額は、2019年課税年度の予納額査定のベースとなった所得（所得が複数ある場合は各所得の合計残高）の15%として包括的に算定されます。ただし、連邦財務省は、個別事案によっては、詳細な書類を提出することで、より多くの繰戻損失額が認められる可能性を示唆しています。なお、繰戻損失控除額は百万ユーロ（夫婦合算申告の場合は2百万ユーロ）が上限となります。

すでに2019年課税年度予納額の引下げが行われている場合（“実際の”繰戻損失控除は2020年課税年度の査定後に初めて可能となることから）2019年課税年度の査定により、通常はいったん追徴税額が発生することになります。この追徴税額については、2019年課税年度の確定申告書の提出時点において、2020年課税年度の所得（の合計）額が相当程度マイナスとなることが納税者によって予測される場合には、申請により納付猶予が認められます。納付猶予の期間は、最長で2020年課税年度の査定書の交付から一ヶ月後までとされます。猶予利息の賦課決定の有無は原則的に税務当局の裁量によります。なお、2020年課税年度の査定が、（確定申告書の未提出等のケースにおいて）租税通則法第162条に基づく推計課税により行われる場合には、猶予利息が賦課されます。

2020年課税年度からの包括的繰戻損失額を控除した上で査定され、納付猶予された2019年課税年度の追徴税額について、最終的に還付ポジションとなるまたは（2020年課税年度の査定書交付から一ヶ月以内の）納付となるかは、2020年課税年度の所得税または法人税確定申告による最終的な繰戻損失額がどの程度となるかで決まります。

連立委員会によるさらなる税務上の支援措置の公表

連立委員会は、2020年4月22日に新型コロナウイルス関連の追加の支援措置を決定しました。支援措置のうち、飲食店売上に係る軽減税率の時限適用については上述のコロナ租税支援法（セクション1参照）に盛り込まれ、（中小企業を対象とした）2019年予納額の包括的引下げについては2020年4月24日付連邦財務省通達により（企業規模に関わらず）実行に移されています。大連立政権は、これらの措置に加えて、時短操業手当の引上げおよび副業要件を緩和することを決定しました。

2020年5月1日から2020年12月31までの間、すべての職業について、既存の副業要件である追加収入上限が、通常の月額所得の額まで緩和されます。さらに、最低50%の労働時間短縮に対してコロナ時短操業手当を受給している勤労者については、時短操業手当の額が支給4カ月目から平均税引後給与の70%（扶養子女のいる世帯については77%）、7カ月目から80%（同87%）に引き上げられることになります。この措置は、最長で2020年12月31日まで適用されることになります。

III. 賃金税の納付猶予

賃金税申告書の提出期限延長

連邦財務省は、2020年4月23日付の通達を通じて、新型コロナウイルス危機への対応として、個別事案ごとに一定の要件が満たされた場合には申請による月次または四半期ごとの賃金税申告書の提出期限の延長を認めています。雇用者自身または賃金税計算の委託先が、自己の責任に帰する理由によらず、賃金税申告書を期限内に提出できる状況にないことを証明できることがその要件となります。

最長で二ヶ月間の期限延長が可能ですが、提出期限延長に応じて納付期限も延長されます。賃金税債務については、資金繰り負担緩和のための納税猶予を申請することができなかつたことから(ドイツニュースレター号外 2020年4月号セクションII 参照)、今回の措置が講じられたものです。

IV. 社会保険料の納付猶予

社会保険料の猶予

2020年5月19日付の法定健康保険協会(GKV Spitzenverband)の通達により、これまで2020年3月分と4月分について認められていた、一定の要件が満たされた場合の簡便的な社会保険料の猶予措置は、少なくとも5月分まで延長されます。ただし、納付猶予を受けるための要件が変更され、該当する雇用者は、簡便的猶予手続きの劣後的取扱いの原則の観点から、連邦および連邦各州が打ち出した救済パッケージの中の具体的な補足的な支援および救済措置(助成金や企業借入金等)のいずれかを利用したまたは申請したか、これまで以上に明確に示すことが求められます。したがって、2020年3月分と4月分について認められた簡便的猶予措置を単純に継続することはできません。3月分および4月分の保険料の納付猶予の継続ならびに5月分の保険料の納付猶予のためには、(新たな)申請、ならびに、猶予された保険料を2020年6月に納付することができない場合は分割納付計画の合意が必要となります。

2020年5月19日付通達および猶予申請フォームは法定健康保険協会(GKV Spitzenverband)のホームページ上([GKV](#))で閲覧およびダウンロード可能です。

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

野村 充基

Phone +49 211 9352 25791
Fax +49 181 3943 25791
mitsuki.nomura@de.ey.com

ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

シュツットガルト

Flughafenstrasse 61
70629 Stuttgart
Germany

英 正樹
Phone +49 89 14331 21366
Fax +49 181 3943 21366
masaki.hanabusa@de.ey.com

フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 181 3943 24152
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

ミュンヘン

Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

英 正樹
Phone +49 89 14331 21366
Fax +49 181 3943 21366
masaki.hanabusa@de.ey.com

Disclaimer

- ▶ By nature, the information made available can neither be exhaustive nor tailored to the specific needs of an individual case. It does not constitute advice, any other form of legally binding information or a legally binding proposal on our part.
- ▶ This presentation reflects our interpretation of the applicable tax laws and regulations, the corresponding court rulings and the official statements issued by the tax authorities.
- ▶ This presentation is based on the law as of the date of this presentation. In the course of time, tax laws, administrative instructions, their interpretation and court rulings may change. Such changes may affect the validity of this presentation.
- ▶ We are not obliged to draw your attention to changes in the legal assessment of issues dealt with by us in this presentation.
- ▶ We assume no warranty or guarantee for the accuracy or completeness of the contents of this presentation. To the extent legally possible, we do not assume any liability for any action or omission that you have based solely on this presentation. This also applies should the information prove to be imprecise or inaccurate.
- ▶ This presentation and the handout are not a substitute for qualified tax advice.

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.